

『蘭領東インド外交文書集』（4）

—オランダ東インド会社と徳川政権—

解題：松方冬子

翻訳：松方冬子・大東敬典・久礼克季・富田暁

【解題】

「約条」と「契約」

本稿は、『蘭領東インド外交文書集（*Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum*）』（以下 Corpus と記す）から、日本関係の2通のオランダ語文書を訳出し、若干の解説を加えるものである。

かつて、筆者松方は、オランダ東インド会社（以下、会社と記す）と徳川政権下の日本列島住民との間の取り決めを、徳川政権が直接関わるものと関わらないものの2つに分け、それぞれ「約条」及び「契約」として整理し、世界史的文脈において、通商条約以前の外交関係を律していたものがどのようなものであったかを説明しようとした¹。そこでは、「契約」の一例として、Corpus に収録された1752年と1753年の取り決めに触れた。しかし、同契約の全貌を紹介するには至らず、Corpus が収録する日本関係文書17点²（【表1】参照）、さらにはCorpus 全体の中に位置づけることもできなかった。本稿ではCorpus の史料紹介という場を得て、それらの課題に応えたいと思う。

1752年と1753年の契約は、今まで全文が訳出されることがなく、その歴史的な背景や影響についても研究は不十分である。とはいえ、いくつかの先行研究で言及されている。ヤン・フェーンストラ・カイペル『一八世紀における日本の対外関係』³で触れられているほか、鈴木康子が、「従来の貿易取り引きを踏襲したにすぎない内容」としながらも、日蘭双方の交渉に基づく初めての貿易ルールであったと評価している⁴。さらに、拙稿「『契約貿易』序説」⁵は、締結前後のバタヴィア総督府と日本商館間の書翰を分析し、交渉当事者について検討を加えた。その結果、締結に至る交渉の過程では、長崎のオランダ通詞と並んで、長崎町年寄、会所調役（長崎町年寄か

1 拙稿「約条と契約—徳川政権の外交とオランダ東インド会社—」『東洋史研究』第78-3号、2019年。英訳は、Fuyuko Matsukata and Joshua Batts, “Get It in Writing (If You Can), Regulating Foreign Communities in Tokugawa Japan,” *Journal of World History*, vol. 35, no. 4 (2024): pp. 513-545.

2 前掲拙稿「約条と契約」で15点としたが、重複等も計算に入れると17点である。

3 Jan Feenstra Kuiper, *Japan en de buitenwereld in de achttiende eeuw* ('s-Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1921), pp. 132-136.

4 鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』思文閣出版、2004年、396-406頁。

5 松方冬子「『契約貿易』序説—18世紀の日蘭本方貿易—」『吉田伸之先生退職記念 近世社会史論叢 東京大学日本史学研究室紀要 別冊』2013年、237-242頁。

表 1 Corpus収録の日本関係文書一覧

	Corpus巻-頁	Corpusによる日付	概要	Corpusが典拠とするもの
1	I-69～70	1609年8月25日	家康朱印状	Lauts, <i>Japan</i> , p. 171.
2	I-94～95	1611年8月30日	No. 1と重複カ	Familie Huydecoper van Maarsseveen 文書 “Extract missive geschreven uyt Japan den 18 oktober 1693 aen Haer Hoog Ed ^{ms} op Batavia”より。
3	I-133	1617年9月15日	秀忠朱印状	Lauts, <i>Japan</i> , p. 181.
4	I-172～174	1621年	日本人売買・武器輸出禁止令	Valentijn, V, 2, b (Japan), p. 30, v.
5	I-213～214	1627?年	京やその他の場所で交易する許可	Familie Huydecoper van Maarsseveen文書より。
6	I-338～339	1640年11月8日	オランダ商館長1年交代と平戸倉庫の破却命令	<i>Dagregister</i> (バタフィア城日誌) 1640-1641, p. 156.
7	I-344	1641年5月11日	平戸から長崎への商館移転命令等	<i>Dagregister</i> 1640-1641, p. 66.
8	I-356～358	1641年8月	キリスト教装飾品の譲渡や祝日遵守の禁	<i>Dagregister</i> 1640-1641, p. 69.
9	I-419～422	1643年12月	プレスケンス号事件解決に伴う諸命令	<i>Dagregister</i> 1640-1641, p. 195.
10	II-31	1651年7月30日	家光死去に伴う命令 (宣教師幫助の禁止など)	Valentijn, V, 2 (Japan), p. 91
11	II-51～53	1652年3月23日	新將軍に伴う命令 (葡人情報提供勸告・中国船攻撃禁止)	Meylan, <i>Geschiedkundig Overzicht</i> , p.131.
12	IV-471～473	1715年8月27日・10月16日	正徳新例	Overgecomen brieven 1716, vierde boeck, folio 2016-.
13	IV-563～564	1722年10月28日	長崎奉行からの命令	Overgecomen brieven 1722, 15de boeck, afdeeling Japan, folio 54.
14	V-281～282	1739年8月6日	通詞の保証書	Overgecomen brieven 1740, 18de boeck, afdeeling Japan, folio 61.
15	V-319～320	1741年8月18日	通詞の保証書	Overgecomen brieven 1742, 23de boeck, afdeeling Japan, folio 48.
16	V-583～589	1752年9月7日	「契約」	Aziatisch[e] Indische Archieven, no. 11548.
17	VI-8～9	1753年8月26日	「契約」	Aziatische Indische Archieven, no. 11548. 写しは portefeuille Kol. 4464QとOvergecomen brieven 1754, 3de boeck, folio 840以降。

*主たる典拠のほかには参考文献が明示されている場合もあるが、【表1】には主たる典拠のみを示した。

ら兼任)が日本側の交渉当事者として行動していたことが明らかになった⁶。しかし、これらの研究において同契約の典拠とされた Corpus の性格について、十分な分析が行われることはなかった。

Corpus 収録の日本関係文書

まず Corpus 収録の日本関係文書の概要をつかみたい。それら日本関係文書の特徴を理解する

⁶ 「メイラン日欧貿易概史」松方冬子・西澤美穂子・田中葉子・松井洋子編、日蘭交渉史研究会訳『19世紀のオランダ商館(上)―商館長ステュルレルの日記とメイラン日欧貿易概史―』東京大学出版会、2021年、376-384頁にも、この契約締結に至る経緯についての言及がある。

上で重要な点は、会社が作成し、Corpus が主たる典拠とする「契約集 (Contractboeken)」⁷には、日本由来の文書が1点も存在しないことである。それゆえ Corpus の編者は、他の文書群から日本関係文書を採録した。すなわち、現在ユトレヒト文書館 (Utrechts Archief) が所蔵する Huydecoper 家文書や、オランダ国立中央文書館 (Nationaal Archief、以下 NA と記す) 所蔵オランダ東インド会社文書のうち「東インドよりの到着文書集」などのほか、いくつかの刊本 (『バタフィア城日誌』⁸、『新旧東インド誌』⁹、『日欧貿易概史』¹⁰) にも典拠を求めている。NA 所蔵日本商館文書には日本語で記された取り決めも含まれるが、Corpus 編者はラウツによるオランダ語訳¹¹を収録している。

Corpus に収録された 17 点の文書はすべてオランダ語で記され、徳川家康・秀忠の朱印状 (1, 3) や、元和年間の日本人売買・武器輸出禁止令 (4)、正徳新例 (12) のようによく知られたものから、おそらく編者の誤りによると思われる重複 (2)¹²、典拠の不確かなもの (5)¹³、史料的根拠は示されているが、オランダ通詞発給で、内容面でそれほど重要とは思えないもの (14, 15) まで含まれる。したがって、Corpus 編纂時点で編者が入手できる範囲で、やや恣意的に日本関連の「約条」あるいは「契約」的な文書を蒐集して採録したといえよう。なお、オランダ人に日本語文書が発給され、伝存しているのは、2 点 (1, 2)¹⁴ である。また、もともと口頭伝達であったことが他史料で確認できるものも 3 点 (4, 6, 7)¹⁵ ある。

⁷ 「契約集」については、大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子「『蘭領東インド外交文書集』」、同「『蘭領東インド外交文書集』(2)―オランダ東インド会社とグロテウス―」『東京大学史料編纂所研究紀要』第 32～33 号、2022～2023 年を参照。

⁸ J. A. van der Chijs et al., eds., *Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende daer ter plaetse als over geheel Nederlands-India*, 31 vols. (Batavia and 's-Gravenhage: 1887-1931).

⁹ François Valentijn, *Oud en nieuw Oost-Indiën*, 5 vols. (Dordrecht-Amsterdam: Joannes van Braam, 1724-1726).

¹⁰ Germain F. Meijlan, *Geschiedkundig overzicht van den handel der Europezen op Japan* (Batavia: 1833).

¹¹ G. Louts, *Japan in zijne staatkundige en burgerlijke inrigtingen en het verkeer met Europeesche natiën* (Amsterdam: G. J. A. Beijerinck, 1847).

¹² ユトレヒト文書館所蔵 Huydecoper 文書 R67 (東京大学史料編纂所架蔵マイクロフィルム 6998-59-1-6) のなかには、Corpus が典拠とする“Extract missive geschreven uyt Japan den 18 october 1693 aen Haer Hoog Ed^{ns} op Batavia”があるが、1611 年の文書への言及は見られない。

¹³ Corpus は Huydecoper 文書 (Familie Huydecoper van Maarsseveen) としか典拠を示していない。原文書は未確認。

¹⁴ NL-HaNA, Nederlandse Factorij in Japan (NFJ), 1.04.21, inv.nrs. 1A1, 1B.

¹⁵ 6 と 7 については、『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』1640 年 11 月 9 日条 (訳文編之四 (下)、176-177 頁)、1641 年 5 月 11 日条 (訳文編之五、53-54 頁) にそれぞれ言及があり、口頭伝達であったことが確認できる。4 は、1621 年 9 月 20 日付 Jacks Specx 発 Willem Jansen 宛ての書翰末尾に付されたもので、18 世紀初めにファレンタインが著した『新旧東インド誌』に収められている。平戸の松浦史料博物館にはこれと同内容の日本語文書が所蔵されており (『元和七年』覚、「五月二二日」(1621 年 7 月 11 日) 付〈年付なし〉、差出と宛所を欠く)、永積洋子「平戸に伝達された日本人売買・武器輸出禁止令」(『日本歴史』第 611 号、1999 年) は同文書を「奉書」と呼ぶ。しかし、文書形式からしてその呼称は不適切で、口頭伝達の「覚」として作成されたものと筆者は考え

〈14〉『蘭領東インド外交文書集』(4) (松方・大東・久礼・富田)

Corpus 収録全文書中の位置づけ

上記 Corpus 収録の日本関係文書を、Corpus に収録された会社文書全体の中に位置づけるとどうなるだろうか。

大東敬典が述べているように、Corpus の編者は、Corpus 収録文書を以下の 3 種類に分けて説明する。

- ①「ファルマン」や「カウル」のように、アジアの支配者によって（少なくとも形式上）「一方的に」定められ、会社に与えられた「特権付与書」（会社の立場を「下」とする「一方的性格の文書」）
- ②会社が特定の地域で行った表明である「占有宣言」等（会社の立場を「上」とする「一方的性格の文書」）
- ③（「一方は」、「もう一方は」という形式を持つ）現地政権と会社の 2 者間で定められた「契約」、すなわち「相互的性格を持つ本来の合意」

また、Corpus の主たる典拠となった「契約集」には収録されていたが、Corpus の編纂方針として排除されているものとして、④「純粹に私法的性格を持つ契約」がある¹⁶。④が意味するところについては、さらなる研究を要するが、筆者は「現地政権が直接関わらない、会社が純粹に商人として結んだ合意」を指すと考える。本稿冒頭で説明した「約条」は①に、「契約」は④に相当すると言えよう。

筆者が見る限り、これら 4 つの範疇のうち、日本関係文書は、①と排除されたはずの④の文書からなる。①に相当するのは【表 1】の 1~13、④に相当するのは、14~17 であり、本稿では 16、17 を訳出する。

先の紀要で紹介した例で見ると、①の範疇に属する文書は、ペルシアなどのように、強力な軍事力を有する現地政権が存在する地域に多く見られる。それに対して②と③の範疇に属する文書は、会社が、たんに商人としてではなく現地政権と並ぶ軍事権力として、あるいはそうであるかのようにふるまって、締結したものである。台湾、マラッカ、バンダ、アンボイナなどのように、現地政権が強大ではない地域に多く見られる。そのような地域では、会社の軍事的な性格が強まる。日本列島では、徳川政権の軍事力が会社に対して優位にあり、会社は従属的に行動したため、①の文書が出現し、②と③の文書は出現する余地がなかった。

この点に関して、会社重役会は、1650 年 4 月 26 日付で東インド総督並びに評議会に送った訓令において、会社の貿易活動を地域により 3 つに分類している。すなわち、A：「会社自身の征服（conquesten）に基づく、すなわちバンダ諸島とその属地における取引（handel）」、B：「会社がテルナテ及びその周辺のモルッカ諸島の王、さらにはアンボイナ地方の住民たちと締結した排他的契約（exclusive contracten）の効力に基づいて行われる取引」、C：「その他の東洋の諸王侯（Orientische coningen en princen）と結んだ、彼らの許す限りにおいて、彼らの土地で他国民とともに商人として（als cooplyuden）取引してもよいという合意（accoorden）や制限なき

る。この「覚」は、江戸の幕閣から松浦氏に渡され、その内容が松浦氏からオランダ側に口頭で伝えられたため、松浦史料博物館に伝存すると考えられる。

¹⁶ 大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子『『蘭領東インド外交文書集』(3)一契約の分類一』『東京大学史料編纂所研究紀要』第 34 号、2024 年。

受け入れ (vrije admisssie) に基づき行う取引」である¹⁷。そこにおいて日本での貿易はCの類型に分類され¹⁸、徳川政権が許す限りにおいて行う取引として扱われている。

では、なぜ Corpus の編者が排除する方針を示したにもかかわらず、④の文書が収録されているのだろうか。その理由として、長崎貿易においては「公的」と「私的」の区別がつきにくく、「純粹に私法的性格を持つ契約」かどうかの判断が難しいことが挙げられる。

徳川政権が当事者として直接姿を見せない場合でも、実際にはその意向が反映されていることがあった。たとえば、「長崎訳司」(長崎の唐通事の集団)が1715年に唐船に発給した信牌は、正徳新例に基づいており、徳川政権の意向を反映したものだ。当初清朝では、徳川政権発給の文書を中国人商人が受け取ったとして政治問題になりかかったが、最終的には「我が国の商人が出す証明と同じようなもの」だとして扱われ、国家の体面に関わる問題には発展しなかった。そして、徳川政権も清朝側のこのような対応を見越していたことがわかっている¹⁹。つまり、文面上の表現では私的な④であり、最終的には当時の清朝も④として扱った信牌であるが、①であるとみなされる可能性があったのである。

本稿で訳出する2本の契約も、形式的には商館長・評議会と長崎のオランダ通詞集団との間の合意、すなわち④である。けれども、Corpus の編者があえてそれらを収録した事実から、Corpus 編者もまた長崎のオランダ通詞の集団を徳川政権の代表者として見たことがわかる。さらに、下記翻訳史料に見るように、2者間の合意という形式から、Corpus 編者は、下記の契約を①ではなく③であると判断したと考えられる。ただし、①ではなく③とするのであれば、その判断には条件が必要である。一方の当事者である会社がたんなる商人ではなく、国家的な威信を備えているという条件である。

しかし、1752年、1753年の長崎で、会社が国家的な威信をもって徳川政権と対峙していたことを立証することは、難しい。この契約を④として Corpus から排除することのほうが簡単である。それにもかかわらず、編者は「契約集」にも活字本にもなかったこの契約をあえて Corpus に収録したのである。そこには、会社が徳川政権と③の政治的契約を結ぶだけの力量を持っていたと「判断する」というよりは、持っていたと「思いたい」という願望や、持っていたと「主張したい」という意図が隠れているようにも見受けられる。それは、ひとり日本の事例についてのみ言えることなのだろうか。Corpus が編纂された意図や目的をも考えさせる事例だと言えるだろう。

¹⁷ NL-HaNA, Verenigde Oostindische Compagnie (VOC), 1.04.02. inv.nr. 317, “Poincten en Articulen in forme van Generale Instructie,” fols. 169v-171v. 活字版は、J. A. van der Chijs ed., *Nederlandsch-Indisch Plakaatboek, 1602-1811*, vol. 2, p. 138 も参照。なお、この3分類は、Arthur Weststeijn, “The VOC as a Company-State: Debating Seventeenth-Century Dutch Colonial Expansion,” *Itinerario* 38, no. 1 (2014): p. 15、及び科野孝蔵『オランダ東インド会社の歴史』同文館、1988年、58頁でも紹介されている(大東敬典氏のご教示による)。

¹⁸ NL-HaNA, VOC, 1.04.02. inv.nr. 317, fol. 171v.

¹⁹ これを、中国史を専門とする岩井茂樹は「沈黙外交」と呼んで評価している。岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学出版会、2007年、のち岩井『朝貢・海禁・互市—近世東アジアの貿易と秩序』名古屋大学出版会、2020年、所収。

翻訳史料について

以下、Corpus収録「日本1752年9月7日付文書」及び「日本1753年8月26日付文書」を紹介し、その全訳を掲載する。

前掲拙稿においては、Corpus編者の判断を踏襲して、2点の文書はほぼ同文であるとしたが²⁰、「日本1752年9月7日付文書」が26か条であるのに対し、「日本1753年8月26日付文書」は22か条であり、さらなる比較検討が求められる。また、重複の多い契約を1年遅れでもう一度締結し直した経緯についても、解明が待たれる²¹。

2点の契約の原文書は、NA所蔵バタフィア総督府文書(HR)153号²²及び日本商館文書(NFJ)646号²³に収録されており、どちらにも通詞の連印がある。また、1753年の契約の写しがオランダ東インド会社文書(VOC)2809号²⁴と同4783号²⁵に収められている。

HR153号においては、「日本1752年9月7日付文書」と「日本1753年8月26日付文書」のほか、日本語文書(「七月」付、差出は「会所吟味役 森弥次郎(黒印)」)とその蘭訳²⁶、計4点の文書が合冊となって、保存されている。NFJ646号には、「日本1752年9月7日付文書」がもう1点(どちらも通詞連印あり)存在し²⁷、それらは「日本1753年8月26日付文書」とは合冊されずに保管されている。Corpusの編者が底本としたのはNFJ646号ではなく、HR153号ではないかと思われる²⁸。

先に述べたように、Corpusの編者は、2点の文書の内容はほぼ同じであると判断し、「日本

²⁰ 前掲拙稿「約条と契約」、注(90)。

²¹ 前掲拙稿「『契約貿易』序説」240頁並びに注(19)で簡単に言及したが、この課題については、大東敬典氏が別稿を予定している。

²² NL-HaNA, Hoge Regering van Batavia (HR), 1.04.17, inv.nr. 153. この文書は、前掲拙稿「『契約貿易』序説」、同「約条と契約」の段階では視野に入っていなかった。バタフィア総督府文書は、1863年にバタフィアからオランダに送られたもの(一部、会社解散後の史料も含む)である。

²³ NL-HaNA, NFJ, 1.04.21, inv.nr. 646.

²⁴ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 2809. 東インドよりの到着文書集、1754年、第3冊。

²⁵ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4783. アムステルダムに伝存した「契約集」と併せて保管されている未製本文書。

²⁶ この日本語文書と蘭訳は、日本商館文書ではNFJ653号として別置されている。NFJ653号は、東京大学史料編纂所架蔵マイクロフィルムに収録されておらず、東京大学史料編纂所『日本関係海外史料目録』I~IV(1963~1965年)に収録されていない。荒野泰典・藤田加代子「ARA(Het Algemeen Rijksarchief)所在の長崎オランダ商館旧蔵の日本語および中国語文書の現状—ルーシング目録・第1期(1609-1843)を中心に—」(『日蘭学会会誌』第21-1号、1996年)によって学界に紹介された。

²⁷ 短い契約(署名は、吉雄幸左衛門、末永重右衛門、末永勝三郎、〔名村〕三太夫、〔森山〕団之助)で、Corpusには収録されていない。なおNFJ646号は、東京大学史料編纂所架蔵マイクロフィルム6998-1-90-2(前掲『日本関係海外史料目録』II、4頁)に含まれているが、そこに同契約は見当たらず、『日本関係海外史料目録』にも記述がない。フィルムには、現在のNFJ646号には見られない包紙が撮影されている。同フィルム撮影時と現在の史料の状況の異動については、本稿では立ち入らない。

²⁸ その理由は、HR153号の1753年の契約にはCorpus同様、条数の記載があること、NFJ646号は旧番号が植民地文書(Koloniaal Archief)11819号でありCorpusが示す番号とは異なること、である。なお、NFJ646号とHR153号の綴りはほぼ同じで、綴りから底本を推定することはできない。

1752年9月7日付文書」のみ全文を収録し、「日本1753年8月26日付文書」については概要を示すのみとしている。本稿では、あくまで Corpus の訳出を意図して、そのまま訳出した。

〔附記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点特定共同研究（海外史料領域）「本所所蔵在外日本関係史料の多角的利用のための翻訳研究」（2023年度）、JSPS 科研費 21H04355 による成果の一部である。また本稿解題は、筑波大学で開催された東南アジア学会第105回研究大会における大東敬典、久礼克季、富田暁によるパネル報告「オランダ東インド会社の『契約』から見る東南アジア」（2023年12月10日）へのコメントを基にしている。翻訳に際しては、イサベル・田中・ファンダーレン氏のご助力を得た。訳文の検討には、イダマルゴダ・バヌカ氏、柳一菲氏、古木景子氏にもご参加いただいた。

【 翻 訳 】

凡例

- ・『蘭領東インド外交文書集』では、通常、オランダ語テキストの冒頭に編者による解説が付されており、それも訳出した。
- ・原注の訳出に加え、必要に応じて訳注を記し、その旨を明記した。
- ・適宜原語を挿入し、（ ）を付した。
- ・原文に（ ）がある場合は（ ）を付け、“ ”がある場合は「 」を付した。
- ・文意を明確にするために翻訳者が挿入した字句には、〔 〕を付した。
- ・『蘭領東インド外交文書集』は人名や書名などを簡略に記す傾向があるが、訳出に際しては適宜復元し、〔 〕で示した。
- ・『蘭領東インド外交文書集』の頁数は〔 〕で示した。

日本 1752年9月7日²⁹

以下の諸条項 (artikelen) において、出島 (Decima) における貿易の規制 (regeling) についてのオランダ人の苦情に対して日本側から対応がなされ、同時に、何人かの日本人が会社使用人たち (de dienaren der Compagnie)、「すなわち、組織としての会社の全体」 („en sulx het gehele lighaam der Comp^{ie}”) に対して与えた「侮辱」に対してもいくらかの対応策 (waarborgen) が講じられた。

我々、下記の署名者であるオランダのカピテンたち (Hollandse capitainen) [新田商館長]³⁰ と長崎 (Nangazacky) の評議会 (raed) に属するその他の構成員³¹、並びに大小通

²⁹ アジア・東インド文書 (Aziatisch[e] Indische Archieven) 11548号より。そこにはこの契約の原本が収められている。

訳注： *Corpus diplomaticum*, 5: doc. 946, pp. 583-589. アジア・東インド文書が、現在のどの文書群に対応するか不明 (NAに問い合わせたところ不明とのこと)。

³⁰ 訳注：毎年夏から秋にかけては、夏に来航した新任の商館長と、秋に離任する旧商館長とが長崎に併存した。拙稿「訳語解説」松方冬子・西澤美穂子・田中葉子・松井洋子編、日蘭交渉史研究会誌『19

詞 (opper- en ondertolken) は、〔大小通詞〕以外の者が欠席している中 (by absentie van de manquerende)、全通詞仲間 (het gantse tolkencollegie) を代表して、互いに、今後誠実かつ厳格に遵守するように、下記の条項を契約した (te hebben gecontracteerd) ことを宣言する。すなわち、[p. 583 (ここまで 583 頁、以下同様)]

第1条

〔オランダ東インド〕会社の業務は、現任の商館長の住居 (het regerend opperhoofds woning) で行われなくてはならない。また、会社が〔商人に〕引き渡した商品は、次席〔商館長〕の役目を果たす新任の商館長 ('t aankomend opperhoofd die den dienst van tweede waarnemend)³²の家 (huuse) において、かならず引き渡しのすぐ翌日に (alle morgen precis na de afleveringh) 精算する (verevenen) こと。同様に、日用の賃金 (coelyloonen) やそれ以前の日々の経費も〔精算される〕。しかし、オランダの商館長たちが皇帝陛下 (Zijn Kyzerlyke Majesteit)³³から、もしくは長崎奉行 (Nangazackyse heer gouverneur) から何らかの命令を提示される場合は、彼ら〔商館長たち〕がこの島〔出島〕(ten desen eylande) にある町年寄・会所調役³⁴の住居すなわち会議場 (woningh of vergaderplaats van de stadsborgermeester en commissarissen van de geldkamer) へ赴き、通詞たちの1人〔によって〕階下へ (in het benedenhuys) しかるべく迎え入れられ、2階へ導かれなければならない。

第2条

11,000 ピコルの棹銅 (staefkoper) が、会社にタエル 12 : 3 : 5³⁵ で引き渡され、会社の持ち渡りの商品には〔以前からの〕古い価格 (oude prysen) が適用されなければならない。

第3条

もし、贈物として引き渡された、あるいはこれからそれ〔贈物〕に充てるつもり以外の、50,000 タエルの〔取引用の〕商品 (negotiegoederen) が残り荷物³⁶として (per restant) 当地に残されていたならば、会社は 200,000 タエル以上を持ち渡るには及ばない。また、もし贈物以外

世紀のオランダ商館 (下)―商館長メイランとシッテルスの日記― 東京大学出版会、2021 年 (「商館長」の項) 参照。

31 訳注：長崎のオランダ商館の重要事項は、評議会で決定される。評議会の構成員は、商館長以下主要な商館員と、その時長崎にオランダ船が停泊していれば船長である。

32 〔よく〕知られているように、商館長は、1年以上連続して職に留まることが許されていなかった。

33 訳注：徳川将軍のことをオランダ人は皇帝 (Keizer)、陛下 (Majesteit) と呼ぶ。前掲拙稿「訳語解説」(「将軍」の項) 参照。

34 訳注：町年寄のうち2名が長崎会所の長である会所調役を兼任した。

35 「12 タエル 3 マース 5 コンデリン」と読むこと。銀 1 タエルは、16 分の 1 カッティーすなわち 37.5 グラムに相当し、1 タエルは 10 マース、1 マースは 10 コンデリンである。より詳しくは、『ピーテル・ファン・ダムの東インド会社誌 (Pieter van Dam's Beschryvinge van de Oostindische Compagnie)』第2巻第1部の語彙集「タエル」の項を見よ。

訳注：F. W. Stapel and C. W. Th. van Boetzelaer, eds., *Pieter van Dam's Beschryvinge van de Oostindische Compagnie*, Rijks geschiedkundige publicatiën: 63, 68, 74, 76, 83, 87, 96 ('s-Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1927-1954).

36 訳注：貿易期 (最後の船が出帆する 10 月末頃まで) を過ぎても販売されずに出島に残る荷物のこと。前掲「メイラン日欧貿易概史」附録『19 世紀のオランダ商館 (上)』502-503 頁参照。

になお〔50,000 タエル〕より大量の商品が留まることになれば、残り荷物と新規の持ち渡りが合わせて 250,000 タエルになるように、それに比例して〔200,000 タエル〕より少ない品物を持ち渡らなくてはならない。それと引き換えにつねに 11,000 ピコルの棹銅と、さらに (meer)―現銀以外で (except contenten)―〔オランダ〕人が必要とするものが引き渡されなければならない。

第 4 条

オランダ人は、11,000 ピコルの棹銅以外にも、彼ら〔オランダ人〕にとって可能で有用な限りの〔取引用の〕商品を当地から輸出するように努力しなければならない。しかし、〔オランダ人にとって〕それ以上の必要がなければ、〔p. 584〕さらに買い入れを強要されることはない。

第 5 条

現在ある〔昨年からの〕残り荷物は、〔今来航しようとしている〕船からの荷下ろしの前、もしくは新しく持ち渡られた商品が〔オランダ人の〕手から離れる前に、引き渡しが行われなければならない。とくに、汚損していて販売できない商品を除く秤量貨物 (pondgoederen)³⁷ について。

第 6 条

〔会社の〕総勘定 (De generale afrekening)³⁸ は、会社の不利にならないように行われなければならない。長年の間、販売全体を超えて定められてきた 6,000 タエルの上乘せ (opgeld)³⁹ は、少しも減額されることなく与えられなければならない。また、会社の総勘定は、1750 年に、またそれ以前の長年にわたってなされてきたように、〔それから〕少しの変更もなく、行われなければならない。

第 7 条

もし不慮の事態 (onverhoopt toeval) により、会社の商品の引き渡しや受け取りに何らかの行き違いが生じ、それによって取引が滞った場合、〔すでに〕陸揚げされている品物は、すみやかに (sonder enig uytstel) 最も適切かつ妥当な方法で〔オランダ〕船に積み戻されなくてはならない。

第 8 条

〔オランダ〕船が当地から高鉾島 (Papenberg)⁴⁰ へ行く前に、取引全体が終えられていなければ

³⁷ 訳注：砂糖など重さで量って売り買いする商品。

³⁸ 訳注：試算。直訳は、「全体的な精算」の意味。日本側の貿易手続きを記した史料に見られる「本方決算」が相当するか（『紅毛通詞年番行事』片桐一男・服部匡延校訂『年番阿蘭陀通詞史料』近藤出版社、1977 年、280 頁、石田千尋『日蘭貿易の史的研究』吉川弘文館、2006 年、15 頁）。なお、日本語史料で言う「本方」は、オランダ側史料の「会社の」にほぼ相当する。

³⁹ 訳注：メイランによれば、ある時期以降の日蘭貿易では、定められた取引額を超えた貿易を認める「割増 (toegift)」が行われていた（前掲「メイラン日欧貿易概史」附録『19 世紀のオランダ商館 (上)』501 頁）。ここで言う「上乘せ」は、「割増」のことを指していると思われる（『メイラン日欧貿易概史』『19 世紀のオランダ商館 (上)』382 頁も参照）。

⁴⁰ 長崎湾の入口にある小島。そこに、修道院が立っていた。

訳注：「Papenberg」は「カトリック教徒の山」を意味し、高鉾山を指す。

オランダ船は和暦の 9 月 20 日までに長崎を出帆することが厳命されていた。そのため、同日までに荷積みが終わらない場合、オランダ船は長崎湾口にある高鉾島のところまで行き、そこで荷積みを出航した。前掲拙稿「訳語解説」（「高鉾島」の項）参照。

ばならない。その後は、何も会社勘定 (Comp^{ies} reekening)⁴¹ に持ち込まれるべきではない。しかし、もし〔会社の〕総勘定において支払いが多過ぎたり少な過ぎたりしたことが明示されるならば、それは〔日蘭〕双方からしかるべく調整され (voldaan werden) なければならない。

第9条

朝日の出とともに船の荷下ろしを始めること。昼の12時に船上ないし陸でしかるべく食事をすること。そして、夕方 (des avonds)、日が西の山々 ('t Westergebergte) に落ちるとともに〔荷下ろしを〕終えなければならない。

第10条

通常のイッケ (ikje)⁴² は、2ダイム (duymen) 延長され、それによって、[p. 585] 必要なものはすべて計測されなければならない。〔そこには〕イッケ単位で裂き分けられなければならない贈物用羅紗 (schenkagie-lakenen) も〔含まれる〕。しかし、〔裂き分けられない〕羅紗の反物全体 (de heele stucken laken)⁴³ は、古い慣習に従い (na oud gebruyk) 書面で示された形で受納されなければならない。

第11条

〔オランダ側が〕引き渡した商品のパーセントの値引き (percentos uytslagh)⁴⁴ は、古い慣行に従い (na ouder gewoonte) 計算し、通常以上には何も減額させないこと。

第12条

夜はしかるべく休息できるように、会社の業務は昼間行われなくてはならない。

第13条

会社の商品の引き渡しや受け取りに携わる書記たち (pennisten) やその他の会社使用人たちは、オランダ語と日本語に精通した稽古通詞すなわち内通詞 (een leerling of particuliere tolk) によって、しかるべく手助けされなくてはならない。そうすることですべての行き違いや困難を避けることができるように。それ〔行き違いや困難〕は昨年、全く前代未聞のやり方で起きたこと⁴⁵ であり、それによってただ多くの混乱だけが生じたのである。

41 訳注：前掲「メイラン日欧貿易概史」附録『19世紀のオランダ商館（上）』503-505頁の、「会社銀」の項目を参照のこと。

42 日本の長さの単位。ほぼ3オランダ・エルに相当する。

訳注：「一間」の音写。「間」（けん、約1.8メートル）の意。なお、ダイムは約2.5センチメートル。

43 訳注：羅紗は、日本の反物の形ではなく、折りたたんであると思われるが、仮に「反物」と訳した。なお、「裂き分ける」については、前掲拙稿「訳語解説」（「毛織物、大羅紗」の項）参照。

44 重量超過 (overwicht)、天秤の傾き (doorslag)、おまけ (toegift)。

訳注：VOC-Glossarium (<http://resources.huygens.knaw.nl/pdf/vocglossarium/VOCGlossarium.pdf>) は、uitslag を「overwicht of doorslag」と説明しているが、uitslag には「値引き」の意味がある。

45 訳注：オランダ側はこの時期貿易不振の打開のための交渉に熱心であった。1749年長崎奉行は銅輸出額の増額を約束したが、翌年それを反故にしようとしたため、オランダ人は船の荷下ろしを拒否した。同年は日本側の妥協で交渉が妥結したが、1751年にさらに大きないざこざに発展した。長崎奉行は交渉を拒否、町年寄等が仲介に努めたが難航し、奉行の配下が出島を包囲、日本人使用人の出島立ち入りが禁止されて、商館の補給が断たれる事態となった。オランダ船は取引せずに出発せよという奉行からの命令に、オランダ側も応じるそぶりを見せ、日蘭関係の決裂寸前に至ったが、最終的には前年と同じ条件での取引をするということで交渉が決着した（前掲鈴木康子書、396-399頁参照）。

第14条

〔オランダ〕船の荷下ろしが行われた後、〔オランダ〕人は、年番〔通詞〕(rapporteurs)⁴⁶とともに、船が町の前面〔の停泊地〕から出発するまでに行われるすべてのことについて計算を行わなくてはならない。そして、その計算については、1日毎に何がなされるのかを記した書面の覚書(schriftelyke notitie)が〔作られ〕なくてはならない。年番通詞(rapporteur, tolken⁴⁷)のためにもオランダ人のためにも、すべての取引がしかるべく少しの混乱もなく終わられるように。

第15条

いつも起きることであるが、2隻以上の船から同時に荷下ろしすることは〔してはなら〕ない。そうでなければ多くの誤りが起きるから。

第16条

船の荷下ろしや荷積み際に〔出〕島に仕事をしに来る日用たち(coeljijs)は、午前中に仕事が終わったならば、半分の賃金(loon)しか受け取るべきではない。[p. 586]しかし、もし彼らが正午過ぎまで仕事をしたならば、もしくはその時刻〔正午〕を過ぎてから〔出〕島へ来て、晩('s avonds)まで仕事をすれば、賃金(arbijdsloon)全部を与えられるべきである。

第17条

日用たちの盗みは、できるだけ防がれなくてはならない。そして、盗み〔の現行犯〕で捕まった(g'atrappeerd)者は、直ちに〔出〕島から出なければならず、二度とそこ〔島〕に戻ることは許されない。

第18条

商館長が当地〔長崎〕から上(boven)〔江戸〕へ出発した後で⁴⁸、乙名の〔修理〕すなわち島の修理(de ottena's of eylands reparatie)⁴⁹が開始されなくてはならない。その〔参府の〕間に、すべてしかるべく修理されなくてはならない。会社の修理('s E. Com^{ies} reparatie)もまた、商館長が上から戻って来たら、すぐに始められなくてはならない。

第19条

〔下船した〕船長たちは、ボンゴイたち(bongjoisen)⁵⁰〔の付き添い〕なしで〔停泊中の〕自分の船(hare schepen)に行き、そこで全く邪魔されることなく自分の仕事を行い、さらに再び遮られることなく戻って来るべきである。そのことは誰にでも許可されるべきである。我々〔オランダ人〕の側で、何も持たずに、適切に(sonder iets, en behoorlijk)上陸するようにしかるべく気を配るので。

第20条

古くから行われてきたように(als dat van ouds gebruykelijk is)、倉庫からの持ち出し(De lig-

46 訳注：前掲拙稿「訳語解説」(「年番」の項)参照。

47 訳注：HR153号は、「rapporteurtolken」1語に作る。NFJ646号は、「rapporteurs tolken」に作る。

48 毎年行われる江戸への参府(hofreis naar Yedo)。

49 乙名は、島の「町長(burgemeester)」である。『ピーテル・ファン・ダムの東インド会社誌』を見よ。出島の維持の一部分は町長の勘定から出ており、一部分は会社からである。したがって、「乙名の修理」は、修繕のうち町長が支払わなくてはならない部分である。

50 『ピーテル・ファン・ダムの東インド会社誌』第2巻第I部の語彙集「bonjoys」の項も見よ。

訳注：日本側で言う「検使」。前掲拙稿「訳語解説」(「検使」の項)参照。

tings uyt de pakhuysen)⁵¹ は、それが〔オランダ人の〕衣服やその他の必需品として用いられる品々⁵²だと証明できれば、その時に (op die tijd)〔オランダ人に〕引き渡される〔べきである〕。

第21条

贈物用羅紗を裂き分ける際〔に発生したところ〕の切れ端 (De lappen by 't scheuren der schenkagie-lakenen) は、古くからの慣行に従い、商館長に預けられなければならない。ただし、持ち出しのところで詳しく書かれている条件で (egter onder conditie als by de ligting gespecificeerd staat)。[p. 587]

第22条

参府旅行の荷物 (hofrhijs-bagagie) は、古くからの慣行に従い、穏当に (moderaat) 検査されること。とくに、それを着て (waarmeede)〔オランダ〕人が皇帝陛下の前に出なくてはならない衣服について。それに関して、如何なる点も (in 't een of ander)、参府出発前であれ、帰着後であれ (vóór de op- als na de afrijs)、少しも変更がなされてはならない。

第23条

商館長と〔商館〕評議会は、日本国民 (de Japansche natie) によって少しも体面を傷つけられてはならない。それは、彼らの配下〔商館員〕(hare minderen) への軽蔑を引き起こしてしまう。さらに加えて (buyten dat)、昨年前代未聞のやり方で起きたように、もし彼ら〔商館長〕が侮辱を蒙るようなことがあれば、それは組織としての会社全体になされたことだと考えられるべきである。

第24条

毎年参府する〔日本人〕使用人たちは全員、日常的に〔出〕島に来なくてはならない。仕事をするためだけでなく、オランダ人の習慣 (manieren) や言葉を忘れないために。なぜなら、そうでなければ、悲嘆や心痛を伴わずして、参府 (thijs)⁵³ ができないからである。オランダ・カピテン〔商館長〕たちは、皇帝陛下がそれ〔悲嘆や心痛を伴う参府〕をさせようとしているとは信じ〔られ〕ない。参府の往復をなす者 (degene, die zoo en op- en aftogt doen)〔商館長〕が、もし経験不足の人々や何もわからない人々を使わなくてはならない場合、極度に困ることは非常にたやすくわかる〔はずだ〕。さらに加えて、商館長が、下位の者たちと同様に (gelijk de mindere)、〔日本人〕使用人〔の雇用〕を一彼らにしかるべき賃金を払ったとしても一許されないことも、商館長に対しての軽蔑につながる。

第25条

何日前に、2人の水主 (bokluyden)⁵⁴ と現任の商館長の使用人たちについて起きたように、〔日

⁵¹ 訳注：「lichting」は、「持ち出し」「ピンハネ」「取り上げ」のような意味で、「無理やりに取る」ことを含意する。ある時期以降の日蘭貿易ではある特定の権益としての lichting（日本側で言う「除き物」に近い）が行われたようである（前掲「メイラン日欧貿易概史」附録『19世紀のオランダ商館（上）』506-507頁、前掲拙稿「訳語解説」（「除き物」の項）が、ここでは単に「持ち出す」の意味か。

⁵² 訳注：「遺捨品」を指すか。

⁵³ 訳注：Corpus 原文には「thijs」とあるが、HR153号とNFJ646号は「rhijs（現代綴り「reis」、「旅」の意）」とする。

⁵⁴ 小舟の漕手 (schuitemoeders)。「ボク (bok)」は停泊地にいる〔オランダ〕船からの荷下ろしに用

本人] 使用人も抱えの奉公人 (vaste bediendens) も一彼らには会社によって [賃金が] 支払われているので一商館長の事前の承認なしに島から連れ出してはならない⁵⁵。その者たちはここ [出島] になじんでいるので、他の能力のない者たちを使わなくてはならないということも非常に不当である。それは不和だけを引き起こす。[p. 588]

第 26 条

最後に、年番町年寄 (den heer stadsrapporteur-borgermeester) は、価格表 (prijscourant) にある品物が減らされることが、妥当でないかどうか (of 't niet met de billijkheyd soude overeenkomen) 検討することを要請される。なぜなら、そこに記されているすべてに、堪えがたい値段が支払われるからである。

真実のしるしとして、これについて 3 通の同内容の契約書 (verbandsschriften) が作成され、それらに我々双方は、我々の通常の署名 (handtekening) と印 (chiappen)⁵⁶ をもって効力を与えた。

日本、長崎商館にて、1752 年 9 月 7 日

署名あり。

吉雄幸左衛門 (J^o Koozaymon)

末永勝三郎 (N^a V^a Katszabro)

[名村] 三太夫 (Sandaiu)

[森山] 団之助 (M^a Dannoshy)⁵⁷ [p. 589]

日本 1753 年 8 月 26 日⁵⁸

下記の文書は、大筋において、第 5 巻 583 頁以降の、1752 年 9 月付文書と一致している。しか

いられる小舟を指す。

訳注：「bok」は「平底の船」、「luiden」は「人々」の意。Leonard Blussé, Cynthia Viallé, Willem R Emmelink and Isabel van Daalen, eds., *The Deshima Diaries: Marginalia (1740–1800)* (Tokyo: The Japan-Netherlands Institute, 2004) の語彙集によれば、「boklieden/bokluiden」は「出島における日本人労働者」を指す。

⁵⁵ 訳注：または「島で別の用途に使ってはならない」の意か。

⁵⁶ 「chap」または「tjap」とも綴り、[マレー語で]「印章 (zegel)」の意である。

訳注：HR153 号と NFJ646 号には通詞の名前の横に黒印が押されている。オランダ側の署名はない。

⁵⁷ 訳注：HR153 号と NFJ646 号の同契約においては、吉雄幸左衛門の後に「N^a V^a Ziuoyemon (末永重右衛門)」と「N Katsuzabro (末永勝三郎)」の署名と黒印がある。Corpus の編者 (Stapel) が誤って、重右衛門の苗字と勝三郎の名前を組み合わせで記載したと思われる。人名比定に際しては前掲 *The Deshima Diaries* を参照した。「N^a V^a」「N」は「末永」とは適合しないが、後考に俟つ。

⁵⁸ 原本は、アジア・東インド文書 11548 号収録。写しは、植民地文書 (Kol.) 4464Q 号並びに東インドよりの到着文書集、1754 年、第 3 冊、840 葉以降。

訳注：Corpus diplomaticum, 6: doc. 953, pp. 8–9. 植民地文書は、現在の VOC と NFJ 前半に対応する。植民地文書 4464Q 号は、現在の VOC4783 号である。東インドよりの到着文書集、1754 年、第 3

しながら、いくつかの相違、とりわけいくつかの条項が廃止されたこと〔による相違〕も見られる。同内容の条項 (De gelijkkluidende artikelen) については、以下にあらためて採録することを控えた。

我々、下記に署名するオランダのカピテンたち〔新旧商館長〕と長 [p. 8] 崎の会社貿易に関する評議会 (raad) の構成員、並びに、〔通詞〕目付 (dwarskykers) と大小通詞 (opper- en ondertolken) が揃って、前者は会社 (d'Ed. Comp^{ie}) の名において、後者は長崎の年番町年寄 (den Nangasackyse heer stadsrapporteur-borgermeester) の命令に従って、互いに、今後誠実かつ厳格に遵守するように、この以下に続く諸条項を契約したことを宣言する。すなわち、

第1条から第5条は、1752年と同じ⁵⁹。

第6条

総勘定は、会社に少しも不利益を与えることなく、行われるべきである。販売額を超える (boven de verkoop) 6,000 タエルの上乗せ (opgeld) は、以前の諸慣習に基づいて、つまり昨年のように、会社に如何なる損害もなく、一括した総額で (in één somma) 与えられるべきである。

第7条から第16条は、1752年の第7条から第11条及び第14条から第18条と同じ⁶⁰。

第17条

〔オランダ〕船の出発時及び商館長が江戸に出発する際の、当地〔長崎〕に残留するオランダ人についての通常の点呼 (De ordinaire monstering) は、古い慣行に基づいて、少しの変更もなく現任の商館長の住居で行われるべきである。その目的のために任命された上級ボンゴイたち (opperbongjoisen) が、あらゆる礼儀作法と友情をもって、我々〔オランダ人〕によってもてなされ、饗応を受けるように、我々の側で取り計らうべきである。

第18条から第21条は、1752年の第20条から第23条と同じ⁶¹。

第22条

〔オランダ〕船が荷下ろしされた時、それらは以前の諸慣習に基づき、1回〔だけ〕検査される (gevisiteerd) べきである。

冊は、VOC2809号である。

⁵⁹ 訳注：Corpusの編者Stapelによる記述。Stapelが第1条から第5条を省略した。

⁶⁰ 訳注：Corpusの編者Stapelによる記述。Stapelが第7条から第16条を省略した。

⁶¹ 訳注：Corpusの編者Stapelによる記述。Stapelが第18条から第21条を省略した。

真実のしるしとして、これについて4通の同内容の契約書が作成され、それらに我々双方は、我々の通常の署名と印⁶²をもって効力を与えた。

日本、長崎商館にて、1753年8月26日
署名あり。

今村源右衛門 (Imamoera Genneman)

西吉大夫 (Nise Kitsidaju)

名村勝右衛門 (Namoera Katsjemon)

吉雄幸左衛門 (Joeiwi Koozayemon)

西善三郎 (Nisi Zensabro)

末永重右衛門 (N. V. Zuiojemon)

名村三太夫 (Namlasandaju)

森山団之助 (M^a Dannoshy) [p. 9]

⁶² 訳注：HR153号とNFJ646号には通詞の名前の横に黒印が押されている。オランダ側の署名はない。